

平成 26 年度
大和市地域防災計画
(修正素案)
-概要版-

大和市

目次

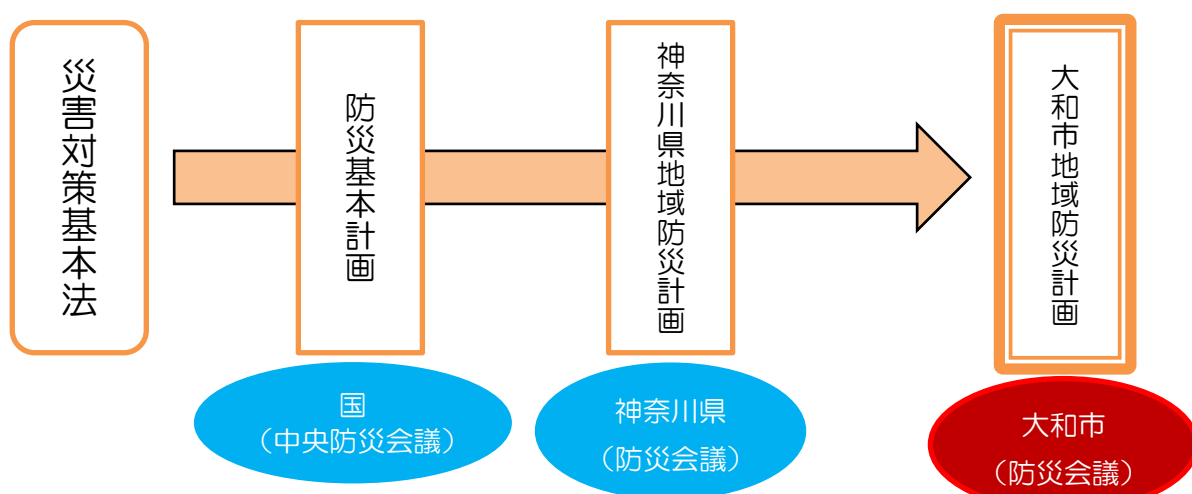
- | | |
|----------------------|------|
| 1. 大和市地域防災計画とは | P1 |
| 2. 大和市地域防災計画修正の背景 | P2 |
| 3. 大和市地域防災計画修正の趣旨 | P2 |
| 4. 今回の主な修正内容 | P3 |
| 4-1 災害対策基本法改正に伴う修正 | P4・5 |
| 4-2 気象業務法、水防法改正に伴う修正 | P6 |
| 4-3 雪害対策・火山災害対策等の追加 | P6・7 |
| 5. 計画の運用 | P8 |

1. 大和市地域防災計画とは

(1) 計画の目的

大和市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、市長を会長とし、市内外の防災関係機関の代表者などにより構成される「大和市防災会議」が策定する災害対策全般にわたる計画で、地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき事務又は業務についての総合的な指針を定めています。

市は、本計画を基に、災害に強いまちづくりを推進するとともに、万一の災害時には効果的な応急対策を行うことで、市域と市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ります。また、本計画は、国の「防災基本計画」および県の「地域防災計画」と相互に関連性を有し、連携した地域計画となっています。



(2) 計画の構成

本計画は、次の各編により構成されています。

編	概要
総則	計画の策定方針、計画の構成、市民・事業所の役割、地震や風水害等被害の想定及び被害履歴等について定めています。
地震災害対策計画	震災に対する事前の備え、震災が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。
風水害対策計画	風水害に対する事前の備え、風水害が発生した場合の対応、復旧・復興に必要な制度や措置について定めています。
特殊災害対策計画	放射性物質災害などに関する予防計画・応急対策計画を定めています。新たに雪害対策、火山災害対策を新設します。
地区防災計画	地区防災計画が市防災会議で必要と認められたときに、記載することになります。
資料	各編に関する資料等をまとめています。

2. 大和市地域防災計画修正の背景

大和市地域防災計画については、これまでも災対法の改正等に合わせ、国や県の防災計画等と整合を図りながら、修正を行ってきました。

平成 24 年 6 月に、東日本大震災を教訓として災対法が改正されました。平成 25 年 1 月には、この内容を踏まえて本市地域防災計画の修正を行いました。

その後、平成 25 年 6 月に避難行動や屋内待避等に関する災対法の改正、平成 26 年 11 月には緊急車両通行ルート確保に関する災対法の改正が行われました。

また、平成 25 年 5 月には気象業務法改正に伴う特別警報の運用が始まり、同年 6 月には水防法の改正により自衛水防の推進が強化されるなど、風水害対策の充実が図られました。

近年、台風や火山噴火など、極端な自然現象が全国的に発生しており、本市でも、昨年は大雪による雪害や台風による水害が発生しました。

以上のことから、本市の対応について明らかにする必要があります。

3. 大和市地域防災計画修正の趣旨

今回の計画修正については、平成 25 年 6 月と平成 26 年 11 月の災対法の改正に関する内容を反映します。

また、災害対策に係る気象業務法、水防法の改正内容を反映します。

その他、新たに雪害対策及び火山災害対策に関する本市の対応等について追加します。

4. 今回の主な修正内容

今回の計画修正は、災対法改正の反映、気象業務法・水防法改正の反映、その他の防災対策等に関わる修正に分類されます。

(1)

災害対策基本法の改正に伴う修正

- ①避難行動要支援者名簿の作成等に関する修正
- ②屋内待避等の安全確保措置を追加
- ③インターネット等を活用した情報伝達を追加
- ④指定緊急避難場所、指定避難所の位置づけ
- ⑤地区防災計画の提案制度を追加
- ⑥り災証明に関する記載を修正
- ⑦安否情報の提供等を追加
- ⑧被災者台帳の作成等を追加
- ⑨緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策を追加

(2)

気象業務法、水防法改正に伴う修正

- ①特別警報の運用規定を追加
- ②浸水想定区域内に所在する防災上の配慮を要する施設に、新たに大規模工場を追加

(3)

雪害対策・火山災害対策等の追加

- ①雪害対策を新設
- ②火山災害対策を新設
- ③風水害時の避難判断基準を追加
- ④一時滞在施設に市内協定締結先を追加
- ⑤スタンドパイプ応急給水用資機材を用いた給水対応について追加
- ⑥市内PRボードの活用について追加
- ⑦指定避難所を新たに避難生活施設の名称で位置づけ
- ⑧放射性物質災害対策の修正
- ⑨県営水道の配水池の変更
- ⑩MCA無線についての記載を追加
- ⑪竜巻等の突風に関する情報と竜巻から身を守るための行動を追加し、併せて風水害時の市民の対応を修正

4-1 災害対策基本法の改正に伴う修正



①避難行動要支援者名簿の作成等に関する修正

・高齢者や障がい者等のうち、避難について特に支援が必要な「避難行動要支援者」の名簿をあらかじめ市が作成し、地域の支援者等との間で情報共有する制度が法制化されました。

⇒法改正により「災害時要援護者」を、「要配慮者」・「避難行動要支援者」に文言修正して上記の内容を追加します。

P7、20ほか（以下、資料3のページ番号）



②屋内待避等の安全確保措置を避難行動に追加

・既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があります。

⇒避難行動として、法で定められていた「避難のための立退き」に加え、新たに、自宅の上階部分などに留まる「屋内での待避等の安全確保措置」が規定されたため、避難対策における記載を修正します。

P40、52



③インターネット等を活用した情報伝達を追加

・東日本大震災では、避難指示を行ったにも関わらず逃げ遅れが発生し、また避難誘導等にあたった防災関係者等の被害も生じました。

・伝達手段を多様化させるため、市が通信事業者等に情報提供を要請できることが規定されました。

⇒情報伝達等の協定によるJ:COMチャンネル（CATV）、Yahoo!サービス（インターネット）の活用を情報伝達手段として、活用することを計画に追加します。

P3、9、14ほか



④指定緊急避難場所、指定避難所の位置づけ

・指定緊急避難場所の指定
円滑かつ安全な避難を促進するため、災害の危険から緊急に逃れるための避難場所として、地震や風水害などの異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所を指定します。

⇒避難生活施設や広域避難場所等を、災害の種別ごとに安全を確保できる場所として、指定緊急避難場所に位置づけることを追加します。

・指定避難所の指定
被災者の避難及び救援を円滑に実施するため、適切な施設を平時から指定避難所に指定します。また、市が指定避難所を国・県に報告することで、国等による救援物資輸送を的確かつ迅速に実施することが可能になります。

⇒避難生活施設を法律上の指定避難所に位置づけることを追加します。

資料2
P5、6ほか

⑤地区防災計画の提案制度を追加



- ・自助と共助による自発的な防災活動を促進するため、市内の地区居住者等からの提案により、本計画に地区防災計画を定めることができる制度が創設されました。
- ・地区防災計画では、計画の対象範囲、活動体制など、各地区の特性に応じて地区居住者等が行う防災活動を定めます。
⇒計画の構成に地区防災計画を追加します。

P1、7ほか

⑥り災証明に関する記載を修正



- ・東日本大震災では、り災証明交付までに数か月を要した市町村もあったことを踏まえ、証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に規定が設けられました。
⇒市が、り災証明を遅滞なく交付することを、り災証明書の発行の節に追加します。

P24、64

⑦安否情報の提供等を追加



- ・東日本大震災では、被災者の安否情報について個人情報にあたるとして、被災者の家族等に回答することを逡巡した自治体があったことから、法律に明確な根拠が定められました。
⇒市が、他自治体等と連携して、安否情報の提供等に努めることを追加します。

P16、20ほか

⑧被災者台帳の作成等を追加



- ・被災者支援にあたり、「支援漏れ」や「手続きの重複」なく、効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況等を一元的に集約する被災者台帳の作成を行う制度が創設されました。
⇒市が、被災者台帳を作成することを追加します。

P24、64

⑨緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策を追加



- ・大規模地震や大雪等の災害時には、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、災害応急対策等に支障が生じるおそれがあることから、車両の移動など道路管理者が実施できる措置を定めました。
⇒道路管理者による放置車両対策を追加します。

P17、18、25ほか

4-2 気象業務法、水防法改正に伴う修正

①気象業務法の改正内容を追加

本計画に、気象庁が運用を開始した「特別警報」についての記載を追加し、災害時の市職員参集基準等を修正します。 P2ほか



②水防法の改正内容を追加

浸水想定区域内に所在する防災上の配慮を要する施設に、新たに大規模工場を追加します。

P32ほか



4-3 雪害対策・火山災害対策等の追加

①雪害対策を新設



平成26年の2月の大雪により、本市でも転倒による負傷者の発生や道路への積雪など、市民生活に大きな影響がありました。

⇒災害対策本部等の体制や、自宅周辺の除雪について市民に協力を依頼するなど、新たに雪害対策を追加します。

P69～

②火山災害対策を新設

本市においても富士山等で大規模な噴火が発生した場合は、噴石や火山灰により、生活に大きな影響が及ぶことが予想されます。

⇒噴火レベルや降灰状況等を基準とした災害対策本部等の体制や市民の避難行動・降灰への対応を記載します。 P76～



③風水害時の避難判断基準を追加

浸水想定区域内や土砂災害危険箇所周辺の住民が、適切な避難行動をとることができるよう、あらかじめ本市の判断基準を記載します。

P49

④一時滞在施設の追加

市内の事業者との協定締結により、帰宅困難者の受け入れ施設である一時滞在施設を1施設追加します。

P6、26ほか





⑤スタンドパイプ 応急給水用資機材の記載を追加

スタンドパイプと接続して飲料水を取水できる資機材を水道局との連携のもと応急給水に活用することを追加します。

P19、58

⑥市内PRボードの活用

災害発災後の市からの情報伝達及び市民同士での連絡手段として市内PRボードを活用することを追加します。

P15、16ほか



⑦避難生活施設を計画に位置づけ

災害時に住居を失った方などが一時的に生活する施設を「避難生活施設」という名称で本計画に位置づけます。

P5、6ほか

⑧放射性物質災害対策の修正

神奈川県との計画との整合を図り、東日本大震災以降、本市で実施したモニタリング等の内容を追加修正します。

P65~



⑨県営水道の配水池の変更

大和市周辺の県営水道の配水池のうち大塚配水池がなくなったため記載を削除します。これに伴い大和配水池における確保水量が増加されます。

P19、59

⑩MCA無線についての記載を追加

災害時に、災害対策本部と避難生活施設や情報収集にあたる職員間での通信を確保するために整備した無線機器であるMCA無線について記載します。

P3、4、14ほか



⑪竜巻等の突風に関する情報と竜巻から身を守るための行動を追加し、併せて風水害時の市民の対応を修正

気象台から発表される情報、竜巻が発生する前兆現象を確認した場合などにおける避難行動を追加し、併せて風水害時の行動を時系列に修正します。

P33、45

5. 計画の運用

今後は、新たに加えた雪害対策や火山災害対策等について、災害時の具体的な対応マニュアルを作成するとともに、他の修正内容についても、大和市業務継続計画に反映させます。また、必要な予算措置を行い、予防・応急体制を確保します。

